

福祉医療費給付事業の市町村実施状況  
(平成28年4月1日現在)

### 乳幼児等医療費給付事業の市町村実施状況

平成28年4月1日現在

対象年齢		所得制限	市町村数				該当市町村		
入院	外来		市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
	小学校就学前	所得制限なし					(県制度と同じ)		
中学校卒業まで	中学校卒業まで	所得制限なし	18	5	4	27	<b>長野市</b> 上田市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 大町市 飯山市 塩尻市 千曲市 佐久市 東御市 安曇野市 御代田町 富士見町 高森町 阿南町 王滝村 麻績村 野沢温泉村	松本市 須坂市 中野市 信濃町	岡谷市 諏訪市 茅野市 泰阜村
18歳到達後の3/31まで	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし	1	18	31	50	<b>飯田市</b> 佐久穂町 小海町 川上村 南相木村 北相木村 <b>軽井沢町</b> 立科町 青木村 長和町 原村※ 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村 大鹿村 木曾町 上松町 南木曾町 木祖村 大桑村 筑北村 <b>山形村</b> 朝日村 池田町 生坂村 松川村 白馬村 小谷村 <b>坂城町</b> <b>木島平村</b> <b>飯綱町</b> 小川村	山ノ内町 (小学校就学~ 食費助成なし) 高山村	南牧村 <b>下諏訪町</b> 小布施町 (小学校就学~ 食費助成なし) 栄村
合 計			19	23	35	77	63	6	8

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし

〔その他の市町村の受給者負担金〕

・ 300円/レフト：小海町、南牧村、南相木村、軽井沢町、長和町、富士見町、中川村、松川町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木曾町、南木曾町、木祖村、小布施町、栄村

・ 500円/レフト：上記以外

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（身体障害者手帳）

平成28年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村		
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
1～3級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	3	14	20	37	伊那市 飯山市 佐久市 小海町 佐久穂町 南牧村 立科町 長和町 青木村 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 大桑村 朝日村 筑北村 小谷村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村  (県制度と同じ)		栄村
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	1	2	6	上田市 飯田市 東御市 宮田村 松川村		小布施町
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			2	2	川上村 豊丘村		
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			1	1	南相木村		
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5	12	小諸市 安曇野市 北相木村 富士見町 原村* 箕輪町 生坂村 山形村	高山村	諏訪市 茅野市 下諏訪町
小計			10	18	30	58			
1～4級	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)			1	1		信濃町	
	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	1	3	軽井沢町 御代田町 白馬村(4級は入院のみ)		
	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	喬木村(4級は要常時介護のみ)		
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		須坂市 (4級の受給者負担金は高齢者医療確保法(低所得Ⅱ)準拠、食事助成なし)	
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市 塩尻市 坂城町(4級は受給者負担金2割で70歳到達時に資格を失う)		
	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1			1		松本市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		中野市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1			1	千曲市		
所得制限なし	所得制限なし	1	1		2	大町市 麻績村(4級は要常時介護のみ)			
小計			7	4	3	14			
1～5級	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	長野市(4級の一部と5級は70歳到達時に資格を失う)		
	小計			1			1		
1～6級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村(4～6級の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)		
	所得制限なし	所得制限なし	1	1	1	3	池田町(4～6級は要常時介護のみ)	岡谷市 (4～6級は要常時介護のみ)   泰阜村 (4～6級は20歳以上要常時介護のみ)	
	小計			1	1	2	4		
合計			19	23	35	77	65	5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レボト当たり500円又は300円）

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（療育手帳）

平成28年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村				
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	5	13	16	34	飯田市	伊那市	飯山市	須坂市	泰阜村
							佐久市	佐久穂町	軽井沢町	信濃町	小布施町
							御代田町	立科町	青木村		栄村
							飯島町	中川村	宮田村		
						松川町	高森町	阿南町			
						阿智村	平谷村	根羽村			
						下條村	売木村	天龍村			
						喬木村	大鹿村	南木曾町			
						大桑村	筑北村	小谷村			
						山ノ内町	飯綱町				
							（県制度と同じ）				
	A1 所得制限なし	A1 所得制限なし	1			1				松本市	
	A2・B1特別障害者手当準拠	A2・B1特別障害者手当準拠									
	所得制限なし	所得制限なし	5	3	3	11	小諸市	千曲市	小海町		岡谷市
							北相木村	富士見町	原村 <sup>※</sup>		諏訪市
							豊丘村				茅野市
											下諏訪町
	小 計		11	16	19	46					
A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	5	9	17	上田市	塩尻市	東御市		
							長和町	辰野町	南箕輪村		
							木曾町	上松町	木祖村		
							王滝村	（B2の受給者負担金は、500円＋500円を除いた額の1/2）			
							朝日村	松川村	白馬村		
							坂城町	木島平村	野沢温泉村		
							小川村				
	A1～B1 特別障害者手当準拠	A1～B1 特別障害者手当準拠	1			1	駒ヶ根市				
	B2 所得税非課税者	B2 特別障害者手当準拠									
	A1 所得制限なし	A1 所得制限なし				1				高山村	
	A2・B1 特別障害者手当準拠	A2・B1 特別障害者手当準拠				1					
	B2 所得税非課税者	B2 所得税非課税（同一世帯者）									
	A1・A2 所得制限なし	A1・A2 所得制限なし				1	川上村				
	B1・B2 特別障害者手当準拠	B1・B2 特別障害者手当準拠									
	A1～B1 所得制限なし	A1～B1 所得制限なし	1			1	長野市				
	B2 所得税非課税者	B2 所得税非課税（同一世帯者）					（B1、B2は70歳到達時に資格を失う）				
	A1～B1 所得制限なし	A1～B1 所得制限なし	1			1					中野市
	B2 特別障害者手当準拠	B2 特別障害者手当準拠									
	所得制限なし	所得制限なし	2	2	5	9	大町市	安曇野市	南牧村		
							南相木村	箕輪町	麻績村		
							生坂村	山形村	池田町		
	小 計		8	7	16	31					
	合 計		19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

平成28年4月1日現在

\*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数		該当市町村				
		本人	扶養義務者等	市	町	村	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり	
1級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税 (同一世帯者)		1	1	泰阜村			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠		2	2	平谷村 下條村			
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし		1	1	北相木村			
小計					4	4				
1～2級	1級 通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠		8	11	19	青木村 辰野町 飯島町 中川村 宮田村 松川町 高森町※ 阿南町 阿智村 根羽村 喬木村 豊丘村 大鹿村 南木曾町 小谷村 小布施町 信濃町 小川村 (県制度と同じ)		
		2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠					栄村		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	飯田市			
		所得制限なし	所得制限なし	1		1	安曇野市			
	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	3	5	千曲市 売木村 高山村 山ノ内町 野沢温泉村		
		2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1		1	1	長野市		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	2	5	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 富士見町			
		所得制限なし	所得制限なし	1		1	松本市			
	1・2級入院 1級通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1・2級入院 市町村民税非課税者	入院 市町村民税非課税者 (同一世帯者)	1		1	佐久市			
		1級通院 特別障害者手当準拠	通院 特別障害者手当準拠							
	1・2級入院通院 1級通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1・2級入院通院 所得税非課税者	1・2級入院通院 所得税非課税世帯	1		1	上田市			
		1級通院 特別障害者手当準拠	1級通院 特別障害者手当準拠							
	入院・通院	2級通院 所得税非課税者	2級通院 特別障害者手当準拠							
		1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	伊那市			
		2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	2	4	小諸市 松川村 南箕輪村 須坂市			
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	2	1	4	大町市 原村※ 箕輪町 池田町			
	所得制限なし	所得制限なし								
小計				14	13	17	44			
1～3級	通院のみ	1級 所得制限なし	1・2級 所得制限なし	1		1	中野市			
		2級 所得制限なし	3級 市町村民税非課税者 (本人の生計を維持する配偶者又は扶養義務者)							
		3級 市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	1	2	駒ヶ根市 飯綱町			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	天龍村		
	1級は通院のみ 2級～は自立支援 医療精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	1・2級 特別障害者手当準拠	1		1	飯山市			
		2級 所得税非課税者	3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)							
	精神科入院のみ 通院は1級のみ	入院 所得制限なし	入院 所得制限なし			1	1	朝日村		
		通院 特別障害者手当準拠	通院 特別障害者手当準拠							
	1級は、入院 2級は自立支援 医療精神通 院、精神入院 のみ 3級は精神入院 のみ	1・2級 特別障害者手当準拠(入院は市町村民税非課税世帯者)	1・2級 特別障害者手当準拠 (入院は市町村民税非課税世帯者)		1	1	佐久穂町			
		3級 市町村民税非課税世帯者	3級 市町村民税非課税世帯者							
	1・2級は入院通院 3級は通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	東御市			
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠			1	1	筑北村		
		2・3級 市町村民税非課税者	2・3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)							
		1級 特別障害者手当準拠	1・2級 特別障害者手当準拠			1	1	大桑村		
		2・3級 所得税非課税者	3級 所得税非課税者 (同一世帯者)							
1級 特別障害者手当準拠		特別障害者手当準拠	2		2	上松町 軽井沢町				
2・3級 所得税非課税者		特別障害者手当準拠	1		1	木曾町				
1・2級 特別障害者手当準拠		特別障害者手当準拠	1	3	4	塩尻市 御代田町 立科町 長和町 南相木村 木祖村 白馬村 木島平村				
3級 所得税非課税者		特別障害者手当準拠								
特別障害者手当準拠 (2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者)	特別障害者手当準拠		1	1	王滝村 (1級通院、2級自立支援医療の精神通院以外の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)					
1級 所得制限なし	1級 所得制限なし			1	1	川上村				
2・3級 特別障害者手当準拠	2・3級 特別障害者手当準拠									
	所得制限なし	所得制限なし	2	4	6	小海町 南牧村 麻績村 生坂村 山形村 坂城町 (精神科入院は対象外)				
小計				5	10	14	29			
合計				19	23	35	77	75	1	1

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村、高森町は受給者負担金なし（その他の市町村は、1ヶ月当たり500円又は300円）

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

## 市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況

## 【留意事項】

- ・「障がい児」とは、「年度末年齢が18歳までの障がい者」のことを指す。
- ・所得制限の有無 有：○、無：－

平成28年4月1日現在

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者手帳交付者	療育手帳交付者	精神保健福祉手帳交付者
1 長野市	-※	-※	-
2 松本市	-	-	-
3 上田市	-	-	-
4 岡谷市	-	-	-
5 飯田市	-	-	-
6 諏訪市	-	-	-
7 須坂市	-※	-	-
8 小諸市	-	-	○
9 伊那市	-	-	-
10 駒ヶ根市	-	-	-
11 中野市	-※	-※	-※
12 大田市	-	-	-
13 飯山市	-	-	-
14 茅野市	-	-	-
15 塩尻市	-	-	-
16 千曲市	-	-	-
17 佐久市	-	-	-
18 東御市	-	-	-
19 安曇野市	-	-	-
20 佐久穂町	-	-	-
21 小海町	-	-	-
22 川上村	-	-	-
23 南牧村	○	-	-
24 南相木村	-	-	○
25 北相木村	-	-	-
26 軽井沢町	-	-	-
27 御代田町	-※	-	-※
28 立科町	-	-	-
29 長和町	-	-	-
30 青木村	-	-	-
31 下諏訪町	-	-	-
32 富士見町	-	-	-
33 原村	-	-	-
34 辰野町	-	-	-
35 箕輪町	-	-	-
36 飯島町	-	-	-
37 南箕輪村	○	○	○
38 中川村	-	-	-
39 宮田村	-	-	-
40 松川町	-	-	-
41 高森町	-	-	-
42 阿南町	-	-	-
43 阿智村	-	-	-
44 平谷村	○	○	○
45 根羽村	-	-	-

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者手帳交付者	療育手帳交付者	精神保健福祉手帳交付者
46 下條村	-	-	-
47 売木村	-	-	-
48 天龍村	-	-	-
49 泰阜村	-	-	-
50 喬木村	-	-	-
51 豊丘村	-	-	-
52 大鹿村	-	-	-
53 木曾町	-	-	-
54 上松町	-	-	-
55 南木曾町	-	-	-
56 木祖村	-	-	-
57 王滝村	-	-	-
58 大桑村	-	-	-
59 筑北村	-	-	-
60 麻績村	-	-	-
61 生坂村	-	-	-
62 山形村	-	-	-
63 朝日村	-	-	-※
64 池田町	-	-	-
65 松川村	-	-	-
66 白馬村	-	-	-
67 小谷村	○	○	○
68 坂城町	-	-	-
69 小布施町	-	-	-
70 高山村	-	-	-
71 山ノ内町	-	-	-
72 木島平村	-	-	-
73 野沢温泉村	-	-	-
74 信濃町	-	-	-
75 飯綱町	-	-	-※
76 小川村	-	-※	-
77 栄村	-	-	-

※以下の区分は所得制限有り

長野市：身障手帳5級、療育手帳B2

須坂市：身障手帳4級

中野市：身障手帳4級、療育手帳B2、精神手帳3級

御代田町：身障手帳4級、精神手帳2, 3級

朝日村：精神手帳1～3級（精神科入院）

飯綱町：精神手帳3級

小川村：療育手帳B2



母子家庭医療費給付事業の市町村実施状況

平成28年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村		
	母	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	20	29	61	上田市 飯田市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 大町市 飯山市 塩尻市 佐久市 東御市 小海町 川上村 南牧村 北相木村 佐久穂町 御代田町 立科町 長和町 青木村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村  (県制度と同じ)	松本市 須坂市 高山村 信濃町	小布施町 栄村
	児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	児童扶養手当準拠			1	1	生坂村		
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	5	14	長野市 千曲市 安曇野市 南相木村 富士見町 原村* 麻績村 山形村	中野市	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村
	小計			19	22	35	76			
20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	1			1	軽井沢町		
小計				1		1				
合計			19	23	35	77	65	5	7	

\* 食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

\* 原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

母子家庭医療費給付事業の市町村実施状況（父母のない児童）

平成28年4月1日現在

対象児童	所得制限		市町村数				該当市町村				
	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満高等学校等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	20	29	61	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町
							伊那市	駒ヶ根市	大町市	須坂市	栄村
							飯山市	塩尻市	佐久市	高山村	
						東御市	小海町	川上村	信濃町		
						南牧村	北相木村	佐久穂町			
						御代田町	立科町	長和町			
						青木村	辰野町	箕輪町			
						飯島町	南箕輪村	中川村			
						宮田村	松川町	高森町			
						阿南町	阿智村	平谷村			
						根羽村	下條村	売木村			
						天龍村	喬木村	豊丘村			
						大鹿村	上松町	南木曾町			
						木曾町	木祖村	王滝村			
						大桑村	朝日村	筑北村			
						池田町	松川村	白馬村			
						小谷村	坂城町	山ノ内町			
						木島平村	野沢温泉村	飯綱町			
						小川村					
							(県制度と同じ)				
	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
							南相木村	富士見町	原村 <sup>※</sup>		諏訪市
							麻績村	生坂村	山形村		茅野市
											下諏訪町
											泰阜村
			19	22	35	76					
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町				
				1		1					
合 計			19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

父子家庭医療費給付事業の市町村実施状況

平成28年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村		
	父	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	20	29	61	上田市 飯田市 小諸市	松本市	小布施町
								伊那市 駒ヶ根市 大町市	須坂市	栄村
								飯山市 塩尻市 佐久市	高山村	
								東御市 小海町 川上村	信濃町	
								南牧村 北相木村 佐久穂町		
								御代田町 立科町 長和町		
								青木村 辰野町 箕輪町		
								飯島町 南箕輪村 中川村		
								宮田村 松川町 高森町		
								阿南町 阿智村 平谷村		
								根羽村 下條村 売木村		
								天龍村 喬木村 豊丘村		
								大鹿村 上松町 南木曾町		
								木曾町 木祖村 王滝村		
								大桑村 朝日村 筑北村		
								池田町 松川村 白馬村		
								小谷村 坂城町 山ノ内町		
								木島平村 野沢温泉村 飯綱町		
								小川村		
								(県制度と同じ)		
	児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	児童扶養手当準拠			1	1	生坂村		
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	5	14	長野市 千曲市 安曇野市	中野市	岡谷市
								南相木村 富士見町 原村※		諏訪市
								麻績村 山形村		茅野市
										下諏訪町
										泰阜村
	小計			19	22	35	76			
20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町		
	小計				1		1			
合計				19	23	35	77	65	5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）